

平成 29 年 3 月 15 日

お客さま 各位

益田信用組合

**重 要**

## キャッシュカード振込機能利用制限のご案内

平素は当組合に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、高齢者を狙った電話等による特殊詐欺は、全国的にもその被害が後をたたないのが現状です。当飛騨地域においても、高齢者が特殊詐欺によって尊い財産を犯罪者へ騙し取られる詐欺が相次いでいます。

当組合は、お客さまが特殊詐欺等の被害に遭うことを未然防止するため、岐阜県警および下呂警察署と協議をし、満 70 歳以上のお客さまに対して ATM での振込み金額に上限を設け制限することといたしましたのでお知らせいたします。

記

### 1. 利用制限開始日

平成 29 年 3 月 21 日 (火)

### 2. 対象となる方

過去 1 年間に ATM での口座振替による振込実績のない満 70 歳（平成 29 年 2 月末現在）以上の個人・個人事業主のお客さま

### 3. 内容

普通預金口座、貯蓄預金口座から ATM で振込みをする場合の上限金額を 10 万円までとさせていただきます。

※お客さまのお申し出により、上限金額を変更することも可能です。

変更を希望されますお客さまは、当組合窓口までお申し出ください。

以上

<当件に関するお問い合わせ先>

益田信用組合 事務部

☎ 0576-25-3166